

学校法人学習院 校外施設 利用約款・利用規約

利用約款

適用範囲

第1条

1. 学校法人学習院が利用者との間で取り交わす利用申込みは、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された習慣によるものとし、ます。
2. 学校法人学習院が、法令等及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

利用申込み

第2条

学校法人学習院の校外施設を利用しようとする者は、次の事項等を所定の申込書に記入し、学校法人学習院施設部に提出するものとします。

- (1)利用者名又は団体名
- (2)利用日及び到着予定時刻
- (3)利用者区分
- (4)その他学校法人学習院が必要と認める事項

利用申込みの成立等

第3条

1. 利用申込みは、学校法人学習院が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により利用申込みが成立したときは利用料金を学校法人学習院施設部に利用後1週間以内にお支払いいただきます。

利用申込みの拒否

第4条

学校法人学習院は、次に掲げる場合において、利用申込みに応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により部屋の余裕がないとき。
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令等の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 利用しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 利用しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の利用者に対する利用に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。

利用者の申込みキャンセル権

第5条

1. 利用者は、学校法人学習院に申し出て、利用申込みをキャンセルすることができます。
2. 学校法人学習院は、利用者がその責めに帰すべき事由により利用申込みの全部又は一部をキャンセルした場合または利用料金を請求できるものとします。
3. 前項第1号の規定にかかわらず、沼津游泳場の食事は、利用申込み時に外部業者に注文をするため、外部業者の都合によっては食事注文の直前のキャンセルまたは追加注文等の変更ができないことがあります。この場合、沼津游泳場の利用申込をキャンセルされても、食事代をお支払いいただくこととなります。

学校法人学習院の利用申込みキャンセル権

第6条

1. 学校法人学習院は、次に掲げる場合においては、利用申込みをキャンセルすることができます。
 - (1) 利用者が利用に関し、法令等の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 利用者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 利用者が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(利用者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 利用者が、校外施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の利用者に

対する利用に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないと、学校法人学習院が判断したとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他校外施設が定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 学校法人学習院が前項の規定に基づいて利用申込みをキャンセルしたことに伴い発生する一切の費用（交通費、観光地サービス等の実費、キャンセル料等）は利用者負担とし、学校法人学習院は補償いたしません。

利用時の確認

第7条

利用日当日、校外施設の受付において、次の事項を確認させていただきます。

- (1) 利用者の氏名、年令、性別及び利用者区分
- (2) 出発日及び出発予定時刻
- (3) その他学校法人学習院が必要と認める事項

※日光アストリアホテルの日帰り温泉の利用について

- ・ 日光光徳小屋をご利用の方については、日光アストリアホテル内の光徳温泉を日帰り利用することができます。日帰り温泉の利用にあたり、小屋管理人から同ホテルに事前連絡が必要ですので、小屋到着時、利用希望の有無について小屋管理人にお知らせください。
- ・ ホテルのご厚意で小屋利用者には温泉利用割引券（¥500、通常の半額）のご用意があります。
- ・ 日帰り温泉の利用時間は12時30分から15時までです。（15時から18時も利用できる場合がありますが、あくまでも同ホテルのご厚意であり宿泊状況次第になります。）
- ・ タオル類は利用者にてご準備ください。

施設の使用時間

第8条

1. 利用者が校外施設の部屋を使用できる時間は、宿泊利用の場合は15時から翌日10時まで、日帰り利用の場合は10時から当日15時までとします。ただし、連続して宿泊利用する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。
2. 学校法人学習院は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の利用に応じることがあります。これは、学校法人学習院または校外施設管理人が、利用者の当初の利用予定日時の前後に部屋や共有スペースが利用可能であると認める場合に限るものであり、その利用に際しては別表に定める日帰り料金を追加で申し受けます。

<例>9月1日から1泊2日で利用する際、チェックイン前およびチェックアウト後のどちらも追加で日帰り利用が認められる場合、1泊分の宿泊料金に加えて、9月1日のチェックイン前までの日帰り料金および9月2日のチェックアウト後の日帰り料金を申し受けます。(本院卒業生(=利用者区分C)の場合、日帰り料金1,500円+宿泊料金3,000円+日帰り料金1,500円=6,000円となります。)

利用規約の遵守

第9条

利用者は校外施設内においては、学校法人学習院が定める利用規約に従っていただきます。

料金の支払い

第10条

1. 利用者が支払うべき利用料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。
2. 前項の利用料金等の支払いは、利用後1週間以内に、学校法人学習院施設部施設課窓口(東京都豊島区目白1-5-1 西5号館5階)にて現金でのお支払い、又は学校法人学習院が指定する銀行口座への振込みによりお支払いいただきます。なお、

振込みの場合、振込み手数料は利用者負担とさせていただきます。また、現金でお支払いの場合、お釣りの用意はございませんので、お支払金額ちょうどのご持参をお願いいたします。

3. 前項第 2 号の規定にかかわらず、沼津游泳場の食事代は、現地で現金でお支払いいただきます。

学校法人学習院の責任

第 11 条

1. 学校法人学習院は、利用申込み及びこれに関連する利用の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが学校法人学習院の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 学校法人学習院は、台風、豪雨、雷、雪、地震等の自然災害、火災、盗難、利用者同士のトラブル、虫獣に関する事故やケガ等、その他校外施設の責任に帰することができない事由により利用者が被った一切の損害について、その責任を負いません。

利用者の寄託物、手荷物等の保管

第 12 条

1. 利用者が受付に手荷物等の物品（以下、「手荷物等」という。）を預ける場合は、学校法人学習院が了解したときに限って保管しますが、滅失、毀損等の損害が生じたとしても学校法人学習院は一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者の手荷物等が、利用に先立って校外施設に到着した場合は、その到着前に学校法人学習院が了解したときに限って保管し、利用者が受付においてチェックインする際にお渡ししますが、滅失、毀損等の損害が生じたとしても学校法人学習院は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者がチェックアウトしたのち、利用者の手荷物等が校外施設に置き忘れられていた場合においては、一定期間保管し、その所有者や関係者と思われる方に連絡し

ますが、判明しないときはその後に処分します。後日、所有者が判明した場合であっても、処分した手荷物等について、学校法人学習院は一切の責任を負わないものとしてします。

駐停車の責任

第 13 条

利用者が校外施設に駐停車する場合であっても、学校法人学習院は場所をお貸しするのみであって、車両の管理責任を負うものではありません。

利用者の責任

第 14 条

利用者の故意又は過失により学校法人学習院が損害を被ったときは、当該利用者は学校法人学習院に対しその損害を賠償していただきます。

校外施設利用料金表

施設部

2024年10月1日現在

◎ 施設利用料

	利用者区分	宿泊(1泊)	日帰り	
			沼津游泳場 日光・光徳小屋	鎌倉寸心荘
A	本院学生(院生、研究生、科目等履修生含む) 停年退職者	¥1,000	¥500	学生 ¥200
	本院生徒(高等科・女子高等科)、教職員(非常勤含む)			
	本院生徒(中等科・女子中等科)、本院児童、本院園児	¥500	¥250	
B	本院の専任教職員家族	¥2,000	¥1,000	
C	本院の在学学生父母、卒業生、賛助員	¥3,000	¥1,500	
D	本院が認めた者 (例: 卒業生・非常勤講師・旧職員・名誉教授の各々家族) 本院在学学生の配偶者及び子	¥4,000	¥2,000	一般 ¥400
E	3歳以上12歳以下の者及び3歳未満で寝具等を 必要とする者(3歳未満で寝具不要者は、無料)	上記B、D料金の それぞれ半額	無料	

※ 鎌倉寸心荘の利用目的は研究・研修会・ゼミナール等に限ります。

◎ 利用時間

1. 宿泊 チェックイン15:00～17:00, チェックアウト10:00迄
2. 日帰り 10:00～15:00

◎ 食事代(退去時に徴収)

	沼津游泳場 ※	日光光徳小屋	鎌倉寸心荘
朝食代	¥871	自炊	
昼食代	¥1,081		
夕食代	¥1,290		

※調理を外部に委託していることから、食事利用人数(他の利用者を含む)が10名未満の場合は食事の利用をお断りする場合があります。

◎ 校外施設利用料金の特例

1. 大学学生指導のため、ホームルームまたはゼミナール等を単位として、指導教員の指導の下に利用する学生の場合は、1泊2日分に限り利用料を免除します。
2. 輔仁会等の合宿練習で使用することを許可された場合には、利用料を半額とします。
但し、大学は学生課・女子大学は学生部に合宿許可願を届け出た公認団体に限ります。
高等科以下は、公認団体の顧問が申込みした場合に限ります。

利用規約

1. お部屋にお入りになりましたら、避難経路をご確認になり、利用約款をあらためてご確認ください。なお、この利用規約は利用約款に基づき定めてございますのでご協力をお願い申し上げます。
2. 以下の物品は、他の利用者の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - (1) 動物、鳥類、ただし盲導犬・聴導犬・介助犬は除く
 - (2) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - (3) 悪臭を発するもの
 - (4) 常識的な量をこえる物品
 - (5) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
3. 校外施設内では他の利用者に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさないでください。
4. 日光光徳小屋敷地内での花火や焚き火、バーベキュー等は禁止します。沼津游泳場敷地内での花火は事前に管理人に相談いただいた場合に限りお認めします。
5. 風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
6. 騒音等で近隣の住民に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
7. 飲酒される場合は、適量を心がけてください。
8. ゴミは指定された場所に分別して捨てるようご協力ください。大きなゴミや大量のゴミは処分できないためお持ち帰りください。
9. 危険標示のある場所や立入り禁止区域には入らないでください。
10. 鹿、猿等動物への餌やりはなさないでください。
11. 熊等動物の出没情報がある場合は管理人の指示に従ってください。
12. 近隣樹木にハンモックを掛ける等、樹木の保護に影響を与える行為はなさないでください。

火災予防について

1. 校外施設敷地内および施設内では火災の原因となるような行為はなさないでください。
2. 火災事故は他の利用者にも多大な迷惑をかけますので、指定場所以外での喫煙はかたくお断りいたします。

保安上お守りいただきたいことについて

ご滞在中の現金、貴重品の保管は、各自の責任において行ってください。万一、盗難事故等が発生した場合、学校法人学習院では一切の責任を負いかねます。

お忘れ物について

お忘れ物は発見した日から校外施設で一定期間保管し、その所有者や関係者と思われる方に連絡しますが、判明しないときはその後に処分します。

施設のご利用について

校外施設は利用申込み時に記載の目的以外に使用なさないでください。

撮影について

1. 館内および敷地内での撮影は、事前に校外施設へご相談ください。
2. 校外施設内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公に飾ることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
3. 許可された場合であっても、他の利用者にご迷惑をかけるような行為があった場合は、撮影途中でも直ちに中止させていただきます。

車両の駐停車について

お車でお越しの利用者は、駐停車の際には必ず事前に管理人に相談の上、指示に従ってください。

事故について

校外施設内での以下の事柄につきましては、学校法人学習院は一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。

- (1) 駐車場等を含む敷地内での事故および盗難
- (2) 利用者同士の事故

小さいお子様について

1. お部屋に小さいお子様だけを残しての外出はご遠慮ください。
2. お子様ที่遊ばれる際には、思わぬ事故やケガにつながらぬよう、保護者の方の付き添いをお願いいたします。

校外施設内備品について

1. 諸設備及び諸物品についてのお願い。
 - (1) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (2) 校外施設の外へ持出さないでください。
 - (3) ほかの場所に移動したり加工したりしないでください。
2. 校外施設内外の諸設備及び諸備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
3. 校外施設内外の諸設備及び諸備品の汚損、破損、紛失については、必ず管理人にお申し出ください。お申し出がない場合は、次回のご利用は固くお断りします。